

千葉県技能士会連合会における 「技能士のいるお店」紹介ページ掲載要綱

制定 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条

千葉県技能士会連合会における会員の社会的地位の向上のため、広く社会に技能士が活躍する事業所等を周知することで、技能士の地域活動や技能向上を推進するとともに、会員相互で他業種の技能士との交流を図ることで、技能士として新たに活躍できる機会を作り出すことを目的とする。

(掲載希望の資格)

第2条

掲載希望ができるのは、下記の条件を満たすものとする。

千葉県技能士会連合会の会員のうち、特級、1級、単一等級、2級、3級の技能士であり、会費を納入していること。

(掲載希望の申込)

第3条

申込者は、掲載の依頼の申込み(様式1)により、技能士のいる店の掲載記事の内容(様式2)を電子データで提出する。

(掲載依頼の受付)

第4条

事務局は、掲載希望者からの申込み後、掲載内容を確認の上、掲載する。ただし、事務局は、必要に応じて申込者に対し、内容の修正や変更を求めることができることとし、申込者はそれに従わなければならない。

(掲載内容の変更)

第5条

申込者は、掲載後に店名・住所・電話番号の変更、その他掲載内容と異なる状況となった場合、申し出て変更しなければならない。

(掲載中止の申込)

第6条

事務局は、掲載中止の申込み(様式3)により、掲載記事の削除を速やかに行う。

(禁止事項)

第7条

申込者は、利用に関して次の行為を行ってはならない。

(1)法令の規定に違反する行為又はその恐れのある行為。

(2)公序良俗に反する行為。

(3)消費者の判断に錯誤を与える恐れのある行為。

(4)技能士及び技能士団体の名誉を毀損する恐れのある行為。

(5)その他当連合会が別途禁止行為と認める行為。

(掲載期間)

第8条

掲載期間は、掲載中止の申込みがない限り、原則、申込みのあった年度の翌年度5月末とする。また、掲載期間の短縮や掲載の終了時期に関しては、その旨をHPで公表する。

(掲載料金)

第9条

当連合会の会員サービスとしての取り組みとし、無料とする。

(掲載の一時停止とその免責)

第10条

掲載期間内におけるサーバー等の点検、補修、通信障害、その他やむを得ない事情による停止については、申込時の事前承諾とし、それにより被った損害及び申込者と第三者間とのトラブル等、また虚偽の申請により発生した損害において、事務局は一切責任を負わない。

(掲載の廃止)

第11条

事務局は、申込者が、当連合会の取り決め事項に従わない場合、また、当該者と連絡が取れなくなった場合、掲載を継続することが困難であると判断した場合は、記事の掲載を廃止することができる。

(要綱変更と承諾)

第12条

要綱について内容変更した場合、記事掲載者にこれを通知し、なお掲載の中止の申し出がない限り、本要綱についても承諾したと見做す。

以上